

奈良県がん検診精密医療機関の登録について

奈良県では、市町村が実施するがん検診の結果、精密検査を要することとなった受診者に対して、検査を正確に実施できる診療体制を確立することを目的に、下記基準を満たす精密医療機関を「登録医療機関」として登録しています。

登録された医療機関は、「登録医療機関名簿」に掲載し、市町村や県民等へ公開しており、がん検診の精密検査を受診する際に活用しています。

ご登録がまだの医療機関につきましては、下記基準をご確認の上、ご登録いただきますようご協力お願いします。

◆市町村がん検診における精密検査医療機関の基準

登録を希望される医療機関は、「1）基本的条件（各がん共通）」の項目すべて、及び「2）その他必要条件」で登録を希望するがん検診の項目のすべてを満たす必要があります。

1）基本的条件（各がん共通）

- ① 確定診断ができること。
- ② 受診者に結果説明ができること。
- ③ 一次検査機関（または読影委員会等）に結果報告を行うこと。
- ④ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知 健発第0331058号）〔平成28年2月4日一部改正〕」の内容に従えること。
- ⑤ 精密検査結果のフリードバック等、がん検診の精度管理に協力することができること。

2）その他必要条件

胃がん	<ol style="list-style-type: none"> ① 胃内視鏡検査が実施できること。（新規登録医療機関には日本消化器内視鏡学会認定専門医がいること） ② 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ③ 関連学会の研修会等に出席すること。
大腸がん	<ol style="list-style-type: none"> ① 全大腸内視鏡検査が実施できること。 またはS状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法による）の併用による検査が実施できること。 ※注腸エックス線検査のみは認められない。 ② ①の実施にあたっては、十分な精度管理のもと専門の医師により実施できること。
子宮がん	<ol style="list-style-type: none"> ① コルポスコピー検査が実施できること。 ② 細胞診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ③ 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ④ 日本産婦人科学会専門医がいること。
乳がん	<ol style="list-style-type: none"> ① 乳がん診療ガイドラインに則した診療を実施していること。 ② 一次医療機関のマンモグラフィ検査の結果、カチコリー3以上の評価を受けた者、自覚症状を有する者などに対して、診断のための専門的な検査が実施できること。 ③ 超音波検査が実施できること。 ④ マンモグラフィによる検査が実施できること。 ⑤ 穿刺吸引細胞診または針生検（マンモトームを含む）または外部委託による場合を含む） ⑥ MRI・CT検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）
肺がん	<ol style="list-style-type: none"> ① CTによる画像診断が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ② 気管支鏡による組織・細胞検査（診断）が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）

◆登録方法

- ① 登録を希望する医療機関は、県医師会を経由し、「**がん検診精密検査医療機関登録申請書**」を県に提出してください。（様式は、下記ホームページよりダウンロードできます。）
- ② 提出された申請書は、「**市町村がん検診における精密検査医療機関の基準**」及び奈良県がん予防対策推進委員会各専門委員の意見を参考に、登録の可否を決定し、県は、その結果を当該医療機関および県医師会に通知します。

詳しくは、奈良県疾病対策課ホームページをご覧ください。